

添付資料 14 事業者が加入すべき保険

事業契約第 25 条第 4 項及び第 70 条第 1 項及び第 2 項等に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

1. 施工業務に係る保険

(1) 建設工事保険

① 保険名称

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

② 保険内容

建設工事保険とは、整備対象施設の建設工事中に発生した工事目的物、仮工事及び工事用材料等の物的損害を担保する（付帯設備工事、土木工事及び建設工事期間中の調達什器・備品も対象とする）。

③ 付保条件

ア 担保範囲は、本事業の整備対象となるすべての工事を対象とする。

イ 保険期間は、整備対象工事の着工日から完成引渡日までの全期間とする。

ウ 保険契約者は、事業者又は施工業務受託企業とする。

エ 被保険者は、事業者、施工業務受託企業とそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む）及び市を含むものとする。

オ 保険金額は、整備対象施設の建設工事費総額（消費税及び地方消費税を含む）とする。

カ 建設工事保険の自己負担額は 10 万円／1 事故以下とする。

キ 水災危険担保とする。

(2) 請負業者賠償責任保険

① 保険名称

請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

② 保険内容

請負業者賠償責任保険とは、整備対象施設の建設工事遂行に伴って派生した第三者（市及びその役職員、来客、見学者、通行者、近隣居住者を含む）に対する対人・対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

③ 付保条件

- ア 担保範囲は、本事業の整備対象となるすべての工事を対象とする。
- イ 保険期間は、整備対象工事の着工日から完成引渡しまでの全期間とする。
- ウ 保険契約者は、事業者又は施工業務受託企業とする。
- エ 被保険者は、事業者、施工業務受託企業とそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む）及び市を含むものとする。
- オ 施工業務受託企業（下請負者を含む）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保条件とする。
- カ 工事期間中の管理下財物又は受託物（第三者の所有物）の賠償損害を担保する管理財物担保条件とする。
- キ 保険金額は、対人 1 億円／1 名、10 億円／1 事故、対物 1 億円／1 事故以上とする。
- ク 事故負担額は 5 万円／1 事故以下とする。

2. 開館準備・開業準備業務、維持管理業務及び運営業務に係る保険

2-1 市が加入する保険及び共済事業

市は、次の保険及び共済事業に加入する。

(1) 賠償責任保険

① 保険名称

全国市長会市民総合賠償補償保険（賠償責任保険）

② 保険内容

本施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害を担保する。

③ 付保条件

ア 担保範囲は、以下に起因して、住民等の第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損した場合において、法律上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害とする。

(ア) 本施設の瑕疵

(イ) 維持管理業務・運営業務（ただし、自由提案事業を除く。）

イ 保険期間は、開館準備期間中及び維持管理・運営期間中とする。なお、賠償責任保険は、毎年度更新する。

ウ 保険契約者は、全国市長会とする。

エ 被保険者は、事業者とする。

オ 保険金額は、対人 1 億円／1 名、10 億円／1 事故、対物 2,000 万円／1 事故とする。

2-2 事業者が付保する保険

(1) 賠償責任保険

① 保険名称

請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

② 保険内容

維持管理業務、運営業務の受託対象施設の維持管理業務、運営業務の過誤、加湿又は欠陥に起因して発生した第三者賠償損害（対象施設建物自体、什器備品等の管理財物等に対する事業者及び維持管理業務・運営業務受託企業が負うべき対人・対物賠償損害を含む）を担保する。

なお、対象業務ごとにビルメンテナンス業者賠償責任保険、警備業者賠償責任保険等により上記請負業者賠償責任保険に代えることは差し支えない。

③ 保険条件

ア 担保範囲は、本事業の維持管理業務・運営業務すべてを対象とする。

イ 保険期間は令和 8 年 4 月 1 日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎 1～3 年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。

ウ 保険契約者は、事業者又は維持管理業務・運営業務受託企業及びそのすべての下請負者を含むものとする。

エ 維持管理業務・運営業務受託企業（下請負者を含む）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。

オ 維持管理業務・運営業務の対象となる施設自体（建物本体）、設備・装置、什器備品、受託物その他事業者の管理下にある第三者所有財産に対する賠償損害を担保する管理財物（又は受託物）賠償損害担保条件とする。

カ 保険金額は、対人 1 億円／1 名、5 億円／1 事故、対物 1 億円／1 事故以上とする。

キ 自己負担額は 5 万円／1 事故以下とする。